

## 茨木市青少年問題協議会のこれまでの経過

---

### 1 設置根拠

《地方青少年問題協議会法》

#### 第1条

「市町村に、附属機関として市町村青少年問題協議会をおくことができる。」

#### 第2条

- (1) 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な重要事項の調査審議
- (2) 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整

《茨木市青少年問題協議会条例》

- 構成：(1)学識経験者 (2)関係団体を代表する者 (3)市議会議員 (4)関係行政機関の職員  
(5)市の職員  
任期：2年、 会長：市長  
専門部会：専門の事項に関する調査又は審議を分掌

### 2 現状

■青少年問題協議会、同専門部会を必要に応じて開催。

■茨木市青少年問題協議会・専門部会構成メンバー・・・別紙（資料1）のとおり

■役割

茨木市青少年問題協議会条例第6条

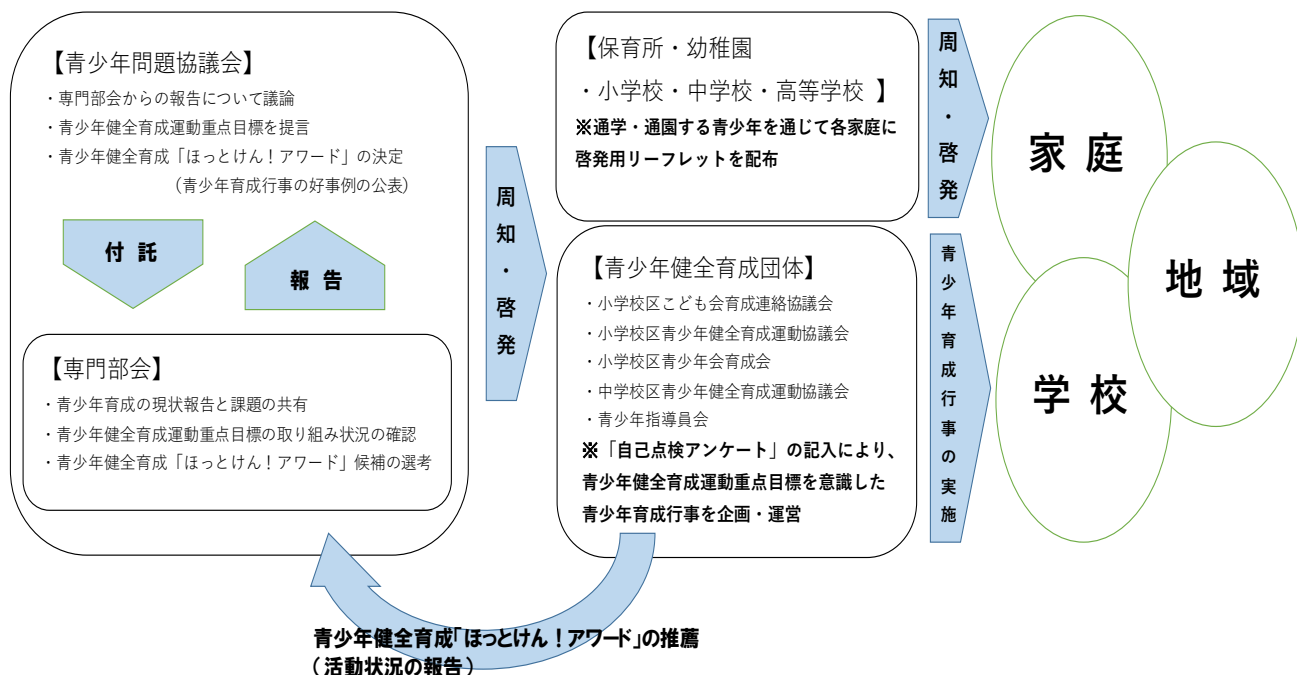
協議会に専門事項に関する調査又は審議を分掌させるため、専門部会を置くことができる。

《協議会》 専門部会に、本市青少年健全育成に関する提言案の検討・作成を付託。その提言案をもとに、審議・決定

《専門部会》協議会から付託された事項について、検討し、協議会に報告する。

■主な審議、提言内容

- ・主に18歳未満の青少年を対象とし、学校や地域等において取り組む青少年健全育成について審議
- ・「茨木市青少年育成のための重点目標と取組状況」及び「青少年育成の現状報告と課題」について審議、決定 重点目標についてのリーフレットを作成し、保護者や関係団体へ周知



■青少年健全育成事業補助金

<概要>

地域における青少年の健全育成活動を推進することを目的として、市内の青少年健全育成関係団体が実施する事業に対し、市が補助金を交付するものです。

<令和2年度 交付実績>

実施団体区分	団体数	金額 (千円)
小学校区こども会育成連絡協議会	17	339
小学校区青少年健全育成運動協議会	20	1,451
小学校区青少年会育成会	4	40
中学校区青少年健全育成運動協議会	9	490
中学校区青少年指導員会	1	42
茨木市こども会育成連絡協議会	0	0
茨木市青少年指導員連絡協議会	1	362
合計	52	2,724

■現在の取組

- 重点目標の期間は概ね3年とし、地域などへ浸透させる。
- 青少年健全育成事業補助金の対象団体へ重点目標  
「子どものSOSほっとくん!! ～大人が気づいて声をかけあう関係づくり～」の意識づけを行う。  
その手法として、行事の計画時と実施後に自己点検アンケートへの記入を対象団体に願っている。  
→青少年にとって地域行事等が自己有用感を高める機会となるよう意識し、青少年と大人の顔の見える関係づくり、相談しやすい関係づくりを促す。
- 専門部会が自己点検アンケートと補助金提出書類により、地域の取組状況を把握する。  
→これまで、各校区で実施されている行事名のみ集約し公表していたが、平成30年度より地域が目指す方向や成果等について現状把握する。  
→対象団体へは、青少年健全育成事業補助金説明会で協力を依頼する。(各校区会長連絡会、こども会会長説明会等を活用する。)
- 以降は実施サイクルの中で、専門部会において
  - ①自己点検アンケートの集計等から、青少年健全育成運動重点目標の取り組み状況の把握
  - ②ほっとけん！アワード選考により青少年育成活動の状況把握や目標達成に向けた好事例の公表
  - ③時点時点における青少年育成の現状報告と課題の共有を行う。